

電気料金の見直しに関するお知らせ

いつもエア・ウォーターでんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて弊社では、北海道電力株式会社(以下「北海道電力」)との電力販売に関する業務提携により、弊社が北海道電力の電気を「エア・ウォーターでんき powered by ほくでん」として提供しております。北海道電力では、世界的な燃料価格や卸電力市場価格の高騰などの影響により、低圧で電気をご利用されるお客さまを対象に、電気料金の値上げを公表※しました。

※規制料金について2023年6月1日からの値上げ実施を経済産業大臣に認可申請を行い、低圧自由料金について規制料金の値上げ実施日と同日からの値上げをお願いする旨を公表しています。

このたび「エア・ウォーターでんき powered by ほくでん」を弊社とご契約いただいているお客さまにつきましても、北海道電力の電気料金見直しに伴い、2023年6月1日から電気料金の見直しをお願いをさせていただきます。

詳細につきまして、以下に記載いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご契約中のお客さまへは、順次ダイレクトメールにより電気料金見直し内容についてお知らせいたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

敬具

現在ご契約中の料金プラン：エア・ウォーターでんきB

電気料金の値上げの概要

- 2023年6月1日から、電気料金単価の値上げおよび燃料費調整の見直しを行います。
なお、実施日や電気料金単価などは、北海道電力が経済産業大臣に申請している規制料金の認可内容を踏まえて変更となる場合があります。変更時は弊社のウェブサイトに変更内容をお知らせいたします。
 - また、法令などの変更への対応を目的とした料金以外の供給条件の見直しを行います。
- ※見直し後の料金単価には、北海道電力ネットワーク株式会社が2022年12月27日に申請した託送供給等約款の認可申請値にもとづく託送料金単価を反映しており、今後変更となる場合があります。

見直し事項①

電気料金単価の値上げ

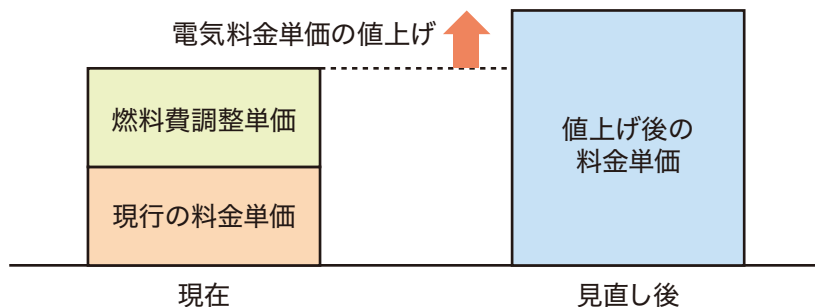
見直し事項②

燃料費調整の見直し

見直し事項③

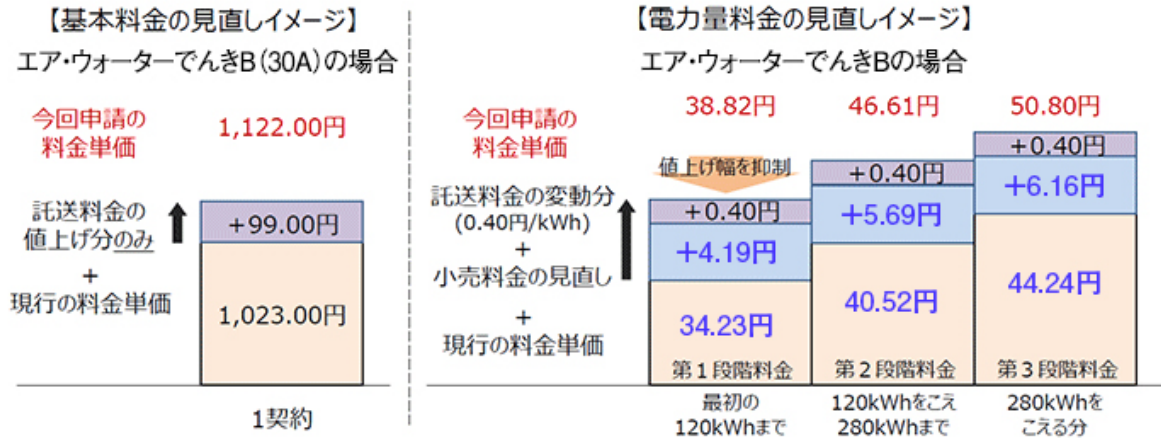
料金以外の供給条件の見直し

【料金見直しイメージ】



見直し事項① 電気料金単価の値上げ

- ・エア・ウォーターでんきBの契約電流30A、使用電力量：230kWh／月の場合、23.5%の値上げとなる見込みです。
- ・今回の値上げでは、契約電流に応じてご負担いただいている基本料金は託送料金の値上げ分のみを反映し、使用電力量に応じてご負担いただいている電力量料金は託送料金の値上げ分を含めて見直します。
- ・毎日の生活に必要な不可欠な照明や冷蔵庫等の電気のご使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を抑制しています。



・現行の料金単価には、消費税等相当額および2022年9月～2022年11月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整額を含みます。
・国による電気・ガス激変緩和対策による値引き影響額は含んでいません。

(参考) 電気料金単価の値上げによる影響額 (モデル試算)

- ・エア・ウォーターでんきBの電気料金単価の値上げによる1ヶ月あたりの影響額は、以下のとおりです。
- ・お客様の実際のご負担額は、電気のご使用状況や、その時点の燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金によって増減します。

電気料金メニュー	モデル	現行料金	値上げ後の料金	値上げ値(値上げ率)	
				うち託送料金値上げ分	
エア・ウォーターでんきB	契約電流: 30A 使用量: 230kWh/月	10,380円	12,822円	+2,442円 (+23.5%)	
				+191円 (+1.8%)	

※現行料金および値上げ後の料金には消費税等相当額、2022年5月分～2023年4月分に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。
※現行料金には、2022年9月～2022年11月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整額を含みます。
※国による電気・ガス激変緩和対策による値引き影響額は含んでいません。
※託送料金値上げ分は、北海道電力ネットワークが2022年12月27日に申請した託送供給等約款の認可申請値にもとづき算定しています。

(参考) 電気料金単価表

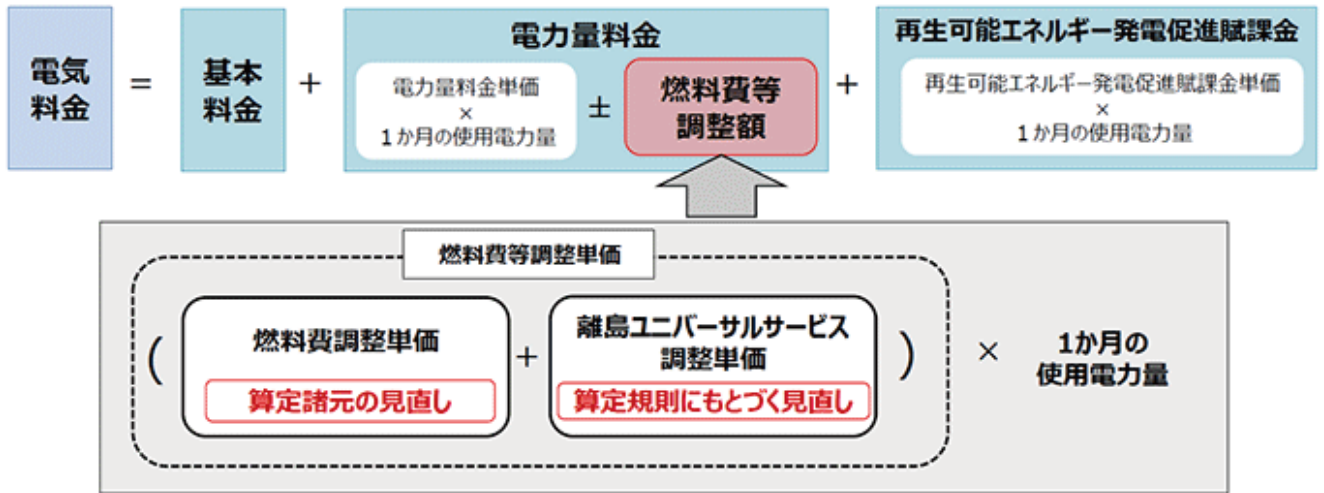
契約区分・種別		単位	2022年4月1日実施		新単価(円)
			現行単価(円)	燃料費調整単価考慮後の単価	
基本料金	10A	1契約	341.00	-	374.00
	15A	1契約	511.50	-	561.00
	20A	1契約	682.00	-	748.00
	30A	1契約	1,023.00	-	1,122.00
	40A	1契約	1,364.00	-	1,496.00
	50A	1契約	1,705.00	-	1,870.00
	60A	1契約	2,046.00	-	2,244.00
電力量料金	～120kWh	1kWh	23.97	34.23	38.82
	121kWh～	1kWh	30.26	40.52	46.61
	280kWh～	1kWh	33.98	44.24	50.80

※現行料金は消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みません。
※燃料費調整単価考慮後の単価は、消費税等相当額および2022年9月～2022年11月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整単価を含み、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。
※2022年12月分料金から燃料費調整精度の上限価格を廃止しております。
※新単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。
※国による電気・ガス激変緩和対策による値引きは含んでいません。

見直し事項② 燃料調整費の見直し

- 北海道電力の規制料金において、燃料費調整の前提となる電源構成を最新の内容に変更し、基準燃料価格など調整単価の算定諸元を見直すことに伴い、「エア・ウォーターでんき powered by ほくでん」についても同様の見直しを行います。
 - また同様に、燃料費調整に含まれていた離島供給に係る火力燃料費の変動を区分し、北海道電力ネットワークが算定する離島ユニバーサルサービス調整を加減算して算定するよう見直します。具体的には、燃料費調整と離島ユニバーサルサービス調整をあわせて「燃料費等調整額」として算定します。
- ※ 離島ユニバーサルサービス調整に係る見直しにより、お客さまに追加の料金負担が生じるものではありません。

【燃料費調整の見直し内容】



見直し事項③ 料金以外の供給条件の主な見直し内容

- 2023年6月1日より、電気需給約款[低圧]およびエア・ウォーターでんき (料金表) の内容を変更し、料金以外の供給条件を見直します。主な見直し内容は、以下のとおりです。

①	配電事業制度開始に伴う配電事業者の規定を追加	・「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」にもとづき位置づけられた配電事業者から供給を受けるお客さまに、特定小売供給約款が適用可能となることの規定を追加します。
②	指定区域供給制度開始に伴う契約期間終期の規定を追加	・指定区域供給制度の開始に伴い、一般送配電事業者の離島等供給約款の対象となった指定区域のお客さまとの契約期間の終期について、原則として、離島等供給が開始される日の前日とするごとの規定を追加します。
③	需給契約の単位に関する規定の追加	・託送供給等約款において、災害による被害の防止や温室効果ガス等の排出抑制等の観点から、複数需要場所に対して1引込みを可能とするための契約の単位の規定が見直されたことから、需給契約の単位の規定を見直します。
④	電気事業法の改正に伴う既定の変更	・電気事業法が改正され、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業が発電事業に位置付けられたことにより、発電設備と蓄電池とをあわせて発電設備等とする規定に見直します。
⑤	暦表記の変更その他所要の見直し	・約款上で用いる暦表記を和暦表記から西暦表記へ見直します。約款の変更に伴って必要となる切替措置の追加その他実質できに供給条件が変更とならない範囲で規定表現等を見直します。

【ご確認・お問い合わせ先等】

当社ホームページ(URL) <https://aw-lifesolution.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-707-565(受付時間:平日9:00~17:00)

